○ 財務省告示第 305号

国債の発行等に関する省令(昭和 57年大蔵省令第 30号) 第 5条第 11 項の規定に基づき、令和 5年 11月 29日に発行 した利付国債の発行条件等を次のとおり告示する。

令和 5年 12月 12日

財務大臣 鈴木 俊一

1 名称及び記号

利付国庫債券(40年)(第16回)

発行の根拠法律
及びその条項

財政法(昭和 22 年法律第 34 号)第 4 条 第 1 項及び特別会計に関する法律(平 成 19 年法律第 23 号)第 46 条第 1 項

3 振替法の適用等

社債、株式等の振替に関する法律(平成 13 年法律第 75 号。以下「振替法」

成 13 年 法 律 弟 75 号。 以 下 「 振 督 法 」 と い う 。 ) の 規 定 の 適 用 を 受 け る も の と し、そ の 振 替 機 関 は 日 本 銀 行 と す る。

4 発 行 方 法

利回りを競争に付して行われる入札による発行

5 募入決定の方法

各申込みのうち応募利回りの低いものからその応募額を順次割り当てる。

6 発行額

額面金額で699,600,000,000円

うち、財政法第 4 条第 1 項の規定に基づき発行した利付国債については、額面金額で 641,773,600,000 円、特別会計に関する法律第 46 条第 1 項の規定に基づき発行した利付国債については、額面金額で 57,826,400,000 円

7 払込金額

599,557,200,000 円

8 最低額面金額

50,000 円

9 振 替 単 位

振替法の規定による振替口座簿の記載 又は記録は、最低額面金額の整数倍の 金額によるものとする。

10 発行日

令和 5年 11月 29日

11 発行価格

額面金額 100円につき 85円 70銭

12 利率

年 1.3%

13 経過利子の払込み

募入決定の通知を受けた者は、払込金額に加え、次の算式により算出した金

額を第 20 号に規定する期日に払い込 むものとする。

額面金額の総額×
$$\frac{1.3}{100}$$
× $\frac{70}{365}$ 

14 初期利子

令和6年3月20日を支払期とし、次の 算式により算出した金額を支払う。た だし、支払期が銀行休業日に当たると きは、その翌営業日に支払う(以下、 次号及び第 16 号において規定する期 日について同じ。)。

額 面 金 額 
$$\times \frac{1.3}{100} \times \frac{1}{2}$$

15 第2期以後の利 子

毎年3月20日及び9月20日を支払期 とし、各支払期において、その日以前 6月間に属する利子を支払う。

16 償還期限

17 償還金額

18 元利金支払場所 日本銀行

19 入札参加者

20 払込期日

令和 45年 3月 20日

額面金額 100円につき 100円

財務大臣から通知を受けた者

令和 5年 11月 29日